

入院期間180日超の特定療養費について

健康保険法第43条第2項の規程に基づき入院期間が180日を超えた日より入院基本料が特定療養化され、減額が決定されました。

それに伴い差額を選定療養費（自費）として徴収することになりましたのでお知らせいたします。

* 減額される額・・・入院基本料の基本点数の15%
(2019年（令和元年）10月1日より)

2019年（令和元年）10月1日からの徴収金額
1日につき一律2,728円（税込）

注1) 病状等により徴収対象外となる場合があります。
詳しくは1階入退院窓口までお問合せください。